

雇用保険受給資格者証提出誓約書

健康保険の扶養申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. ハローワークに求職の申し込みを行い、「雇用保険受給資格者証」が交付されたときは、その写しを速やかに提出します。
2. 受給金額が認定基準を超えているときは、被扶養者の減の手続きを行います。

〔 認定基準となる支給日額:60歳未満 3,612円未満
60歳以上 5,000円未満 〕

3. 上記2. に該当したにもかかわらず減の手続きを怠り、その被扶養者が保険証を使用して治療を受けた場合は、その保険給付を全額返納すると共に失業給付を受給開始した日まで遡って被扶養者の減手続を行います。

以上

誓約日	令和 年 月 日
保険証記号番号	—
事業所名	
被保険者名	⑩
申請する被扶養者名	続柄 ()

労働者健康安全機構健康保険組合理事長 殿